

学校法人 理事長 殿

日本私立学校振興・共済事業団  
理事長 河田 悌一  
(公印省略)

## 平成25年度 私立大学等改革総合支援事業に係る調査について (依頼)

平素より当事業団補助金業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成25年度私立大学等改革総合支援事業の支援対象校を選定するため、別添「私立大学等改革総合支援事業について」を参照のうえ、下記により必要書類を提出してください。

また、提出書類は、予算要求資料や分析資料として当事業団及び文部科学省において利用することがあるとともに、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象（同法第5条各号に掲げる情報に該当する場合は除く。）となります。このほか、文部科学省において、選定された大学等名を公表することがありますので、ご承知おきください。

### 記

**1. 提出期限** 平成25年9月11日（水）

**2. 提出書類**

- (1) 平成25年度私立大学等改革総合支援事業に係る調査について（回答）
- (2) 以下のうち、当該大学等で申請するものに係る調査票
  - ・平成25年度私立大学等改革総合支援事業調査票1（タイプ1：大学教育質転換型）
  - ・平成25年度私立大学等改革総合支援事業調査票2（タイプ2：地域特色型）
  - ・平成25年度私立大学等改革総合支援事業調査票3（タイプ3：多様な連携型）

**3. 提出方法** 電子窓口で提出

**4. 調査票作成上の注意点**

- (1) 回答にあたっては、入力要領を参照の上、対象要件等を確認し、正確に入力してください。
- (2) 調査票提出後、内容等に変更が生じた場合は、速やかに補助金課まで報告してください。

**5. 提出先及び照会先**

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12  
日本私立学校振興・共済事業団 助成部 補助金課

**【担当】 企画調整係**

TEL : 03 (3230) 7296・7297

FAX : 03 (3230) 8223 Eメール : hojokin@shigaku.go.jp

## 「私立大学等改革総合支援事業」について

## I. 趣旨・予算額

## 【趣旨】

「大学力」の向上のため、大学教育の質的転換や、特色を発揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界や国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実に図るため、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援する。

## 【予算額】

178億円（経常費122億円、活性化設備費45億円、施設・装置費11億円）

## II. 支援対象校の選定

「私立大学等改革総合支援事業調査票」の回答内容をもとに点数化し、一定の点数以上の大学等を選定する。選定は以下のタイプ毎に行う。

## ■タイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」（大学教育質転換型）

《250校程度》

全学的な教学マネジメント体制の下、建学の精神を生かした教育の質向上のためのPDCAサイクルが実践されている大学を支援する。

特に、学生の学修時間の確保のための取組として、シラバスへの学修時間等の明記、学修時間の把握等の取組を重点的に評価する。

## ■タイプ2「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」（地域特色型）

《150校程度》

地元自治体、産業界等との連携の下、地域が求める人材の育成、地域貢献、生涯学習機能の強化など、特色を発揮し、全学的に地域の発展を重層的に支える大学を支援する。

特に、地元産業界等と連携した教育プログラム（正規の課程の他、社会人の学び直しのための履修証明プログラムを含む）の実施を重点的に評価する。

## ■タイプ3「産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究」（多様な連携型）

《100校程度》

全国的な産業種別団体、先端的な技術等を有する企業等や国内の大学等と連携した高度な教育・研究を行う大学、海外大学との連携等により、世界的に活躍できる人材の育成等に取り組む大学等を支援する。

※ 上記3タイプについて、大学等の申請に応じ、複数タイプでの選定を可能とする。

ただし、タイプ2「地域特色型」については、以下の①②の両方に該当する大学等は対象外とする。

①当該大学等の主たる所在地が、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県（ただし、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項、第33条第1項、第33条第2項に基づき過疎地域に指定されている地域を除く。）の都府県であること。

②収容定員8,000人以上の大学等であること。

※ 平成24年度において、管理運営等に問題があるとして、私立大学等経常費補助金取扱要領4(1)の規定に基づき減額又は不交付となった学校法人については、申請不可とする。また、平成25年度において同様の理由により減額又は不交付となった学校法人については、支援対象校の選定を取り消すこととする。

※ 学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生じた場合は、調整することがあり得る。

### Ⅲ. 支援対象校に対する配分方法

#### 1. 私立大学等経常費補助

[一般補助]

「教員経費」「学生経費」の圧縮前額に一定割合（10%程度）を加算。  
ただし、1校あたりの増額できる額に上限を設ける。

[特別補助]

「私立大学等改革総合支援事業調査票」の回答内容をもとに点数化し、  
タイプ毎に表形式により増額。

※ 平成25年度において、私立大学等経常費補助金取扱要領4(9)の規定等に基づき、当該私立大学等に係る補助金の全額を交付しないこととなった場合は、上記増額も行われず。

#### 2. 私立大学等教育研究活性化設備整備事業 [10/10補助]

#### 3. 私立大学等教育研究施設整備費補助（私立大学等改革総合支援事業分） [1/2補助]

支援対象校に選定された私立大学等において、取組の実施に必要な施設費・設備費がある場合、文部科学省に対して申請書等を提出し、認められた経費について補助。

2及び3の申請手続等については、文部科学省から別途ご案内します。

### Ⅳ. スケジュール（予定）

- |        |   |
|--------|---|
| 8月5日   | 「私立大学等改革総合支援事業調査票」調査依頼  |
| 9月11日  | 「私立大学等改革総合支援事業調査票」提出期限<br>(私立大学等教育研究活性化設備整備事業及び私立大学等教育研究施設整備費補助についても同時期までに文部科学省に申請) |
| 10月頃   | 支援対象校の決定<br>(私立大学等教育研究活性化設備整備事業及び私立大学等教育研究施設整備費補助の交付内定)                             |
| 12～1月頃 | (私立大学等教育研究活性化設備整備事業及び私立大学等教育研究施設整備費補助の交付決定)   |
| 2～3月頃  | 私立大学等経常費補助の交付決定（支援対象校は最終交付で増額）  |

### Ⅴ. 問い合わせ先

#### 【私立大学等改革総合支援事業の全般に関すること】

文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課 助成第一係  
03-5253-4111（内線2545）

#### 【私立大学等経常費補助に関すること】

日本私立学校振興・共済事業団 助成部 補助金課 企画調整係  
03-3230-7296, 7297

#### 【私立大学等教育研究活性化設備整備事業に関すること】

文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課 助成第一係  
03-5253-4111（内線2545）

#### 【私立大学等教育研究施設整備費補助に関すること】

文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課 助成第二係  
03-5253-4111（内線2774）